



ラオスにおける交通ルール違反に対する罰則規定について

2021年10月7日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

ラオスにおいて、陸上交通に関して規定した法令は、道路交通法（2012）、陸上輸送法（2012）、公道法（2016）などがありますが、いずれも、交通ルールを違反した者に対する罰則は規定されていませんでした。そこで、ラオス政府は、全国統一的に交通違反を取り締まるため、2021年9月16日付で「道路交通に関する法令違反者に対する罰則規定等に関する政府令（No568）」を発行しました。



今回は、年齢、飲酒運転、速度違反等の罰金を中心に解説いたします。

2. 年齢制限（第6条）

下記で規定される年齢で乗り物を運転した場合、その保護者に対して罰金が科せられます。

乗り物	年齢	罰金
自転車	9歳未満	20,000 キープ
Moped ¹	12歳未満	30,000 キープ
二輪車	15歳未満	50,000 キープ
普通乗用車	18歳未満	100,000 キープ
三輪自動車（トゥクトゥク/ジャンボー）	18歳未満	80,000 キープ

※10,000 キープ=約1 USD (2021年10月現在)

3. 飲酒運転（第7条）

二輪車の場合、体内に²、1リットル中のアルコール濃度が0.14 mg以上検出された場合、150,000 キープの罰金が科せられます。

¹ 排気量50 cc未満又は0.25~4キロワットを超えない発電機を搭載した二輪及び三輪のペダル付きかつ、最高時速50 kmを超えない乗り物を指します。

² アルコールを検出するための検査方法(呼気、尿、血液)についての記載はありません。

あらゆる種類の 4 輪車の場合、体内に、1 リットル中のアルコール濃度が 0.24 mg 以上検出された場合、300,000 キープの罰金が科せられます。

4. 速度違反（第 14 条）

超過速度が時速 15 km までであれば、警告及び登録のみで解放されます。

超過速度が時速 16 km 以上 30 km までの場合、乗り物別の罰金の額は以下の通りです。

乗り物	罰金
二輪車	70,000 キープ
三輪自動車（耕運機等）	100,000 キープ
普通自動車	150,000 キープ

超過速度が時速 31 km 以上 50 km までの場合、乗り物別の罰金の額は以下の通りです。

乗り物	罰金
二輪車	100,000 キープ
三輪自動車（耕運機等）	120,000 キープ
普通自動車	180,000 キープ

超過速度が時速 51 km 以上 100 km までの場合、乗り物別の罰金の額は以下の通りです。

乗り物	罰金
二輪車	120,000 キープ
三輪自動車（耕運機等）	150,000 キープ
普通自動車	200,000 キープ

5. その他

幹線道路沿いに街灯が少なかった時代は、夕方以降はヘルメットを被ると視界が暗くなるため、被らなくてもよいという暗黙の了解がありました。同政府令第 31 条によると、ヘルメットを着用していない又はかぶっているけれどもあごひもをつけていない場合は、50,000 キープの罰金が科せられるとあります（二人乗りの場合は同乗者も着用の義務あり）。また、普通自動車の場合、シートベルトを締めていない場合は、70,000 キープの罰金が科せられますのでご留意下さい。

ラオスでは、道路に牛などの家畜がうろついている光景がよく見られますが、道路にいる家畜（4 本足の動物）が原因で事故を引き起こした場合、家畜の所有者は 1 頭につき 30,000 キープの罰金を支払う必要があります。

6. 最後に

ラオスでは、交通警察が、小遣いを稼ぐために、交通ルールを守っていても、運転者を故意に停止させ、不当な理由で法外な額の罰金を徴収することが常習化しています。同政府令は交通事故の抑止力になるだけではなく、交通警察が不当に罰金を科さないよう管理するための効果もあることが期待されています。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)

藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015 年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014 年、2015 年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016 年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017 年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。yuto.yabumoto@oneasia.legal

内野 里美 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

satomi.uchino@oneasia.legal